

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部介護保険課給付係

問合せ先 03 - 5803 - 1388

3年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	介護保険住宅改修支援事業補助金							
根拠規定等	介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱							
創設年月	平成	13	年	1	月	経過年数 〔自動計算〕	20年	終了予定年月
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号		
	3地域支援事業費	2包括的支援事業・任意事業費	2任意事業費	3その他事業	2住宅改修支援事業			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	居宅介護支援事業者等が、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、住宅改修費の支給に係る理由書を作成した場合に補助することにより、要介護者又は要支援者の住居等の改良の促進を図る。						
補助事業等の内容	居宅介護支援事業者が付いていない要介護者又は要支援者が、介護保険対象の住宅改修の申請を行う際に、申請時に必要な理由書を作成資格のある介護支援専門員等が行った場合に、居宅介護支援事業者等に作成費用の補助を行う。						
補助対象経費の内容	介護保険住宅改修に係る理由書の作成経費。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 居宅介護支援事業者、高齢者あんしん相談センター、住宅改修事業者						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率（補助率） <input type="checkbox"/> 定額（補助額）						
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 2,000円 単位 件） <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱で定めた額						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他（住宅改修申請書・理由書）						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区 19.25%	国 38.5%	都 19.25%	保険料 23%
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	100	74	45	60
決算(予算)額	200	148	90	120
国庫支出金	77	57	35	46
都支出金	38	28	17	23
その他	46	34	21	28
一般財源	39	29	17	23
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者が住宅改修を行うにあたり、住宅改修費支給に必要な理由書を居宅介護支援事業者等が作成することで要介護者又は要支援者の住宅改修を円滑に進めることができる。
課題	社会情勢の変化に合わせた検討を継続する必要がある。
今後の方向性	社会情勢の変化に合わせた検討を継続することで、要介護者又は要支援者に対し適切な住宅改修が円滑に行われるよう継続して実施する。